

第2 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 に基づく手続き

1 酪農事業施設とは

酪農事業施設は集乳施設と乳業施設に区分され、次の施設の種類があります。これらの施設を設置しようとするときは、設置する地域に応じて、県知事の承認や届出の手続きが必要となります。

表 1

(施行令第5条)

区 分	酪農事業施設に含まれる施設の種類
集乳施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集乳所 (容量900L以上の貯乳槽、冷凍機械、濃縮機械又は分離機を有するもの)
乳業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用牛乳用処理施設 (生乳の処理能力が360L/日に満たないものを除く。) ・ 脱脂乳及びクリーム製造施設 ・ バター製造施設 ・ チーズ製造施設 ・ れん乳製造施設 ・ 粉乳製造施設 <p>※試験研究機関その他農林水産大臣の指定する者の設置する乳業施設以外のもの</p>

2 承認や届出が必要な施設の設備

酪農事業施設に設置する設備で、下表の設備を設置・更新・改造又は廃止しようとする場合は、県知事の承認や届出手続きが必要となります。

表 2

(施行規則第9条)

施設の種類	設 備
集乳所	貯乳槽、冷凍機械、クリーム分離機又は牛乳濃縮機
飲用牛乳用処理施設	貯乳槽、冷却設備、牛乳殺菌機、びん詰機又は冷蔵庫
クリーム及び脱脂乳製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、冷却設備又は冷蔵庫
バター製造施設	貯乳槽、クリーム分離機、チャーン、連続式バター製造機又は冷蔵庫
チーズ製造施設	貯乳槽、チーズパット、プロセスチーズ製造用溶融釜又は熟成室
れん乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、濃縮機、れん乳冷却機又は無糖れん乳用滅菌機
粉乳製造施設	貯乳槽、荒煮機、牛乳濃縮機又は乾燥機

3 手続きが必要な者

生乳を集乳に貯乳する者、生乳を処理・加工して飲用牛乳用処理施設やチーズ工房などを設置しようとする者

岡山県は、集約酪農地域か指定地域のどちらかに分別されます。したがって、施設を設置しようとする地域により、どちらかの手続きが必要となります。

4 手続きが必要でない者

(1) 酪農家等であって、乳業施設（生乳の処理加工能力3,000リットル/日以下）を設置し、当該施設の年間生乳使用量の5割以上を、自ら（酪農家以外の者であっては、自らと生乳の安定的な取引関係にある酪農家）が生産した生乳から調達して、6次産業化に取り組む者

例) 酪農家が自家産生乳を使用するチーズ工房 など

(2) 乳業者等であって、乳業施設を設置し、当該施設の年間生乳使用量の5割以上を、輸出向け製品の原料に使用して（輸出向け以外での生乳使用量3,000リットル/日以下）、輸出に取り組む者

※「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第5条第2項の農林水産大臣の指定する者を定める件等の運用について」

・・・平成26年11月4日付け26生畜第1211号農林水産省生産局長通知

5 手続きの種類

地域	手続きの種類	手続きが必要な場合	時期
集約酪農地域	酪農事業施設新設承認申請 (法第10条第1項、施行規則第7条)	集約酪農地域で新たに酪農事業施設の設置をしようとする者	施設の設置前
	酪農事業施設の変更の承認申請 (法第12条第1項、施行規則第9、10条)	集約酪農地域で酪農事業施設の変更を行おうとする者 既存施設への新たな設備の導入、更新、改造又は廃止をしようとする者	施設の変更前
指定地域	酪農事業施設の届出 (法第13条第1項、施行規則第10条の2)	指定地域で新たに酪農事業施設の設置をしようとする者	設置に着手する日の1ヶ月前まで
	酪農事業施設の変更の届出 (法第13条第1項、施行規則第10条の2)	指定地域で酪農事業施設の変更を行おうとする者 既存施設への新たな設備の導入、更新、改造又は廃止をしようとする者	変更に関着手する日の1ヶ月前まで
両方の地域とも	事業の開始届出 法第14条、施行規則第12条)	酪農事業施設の事業を開始する者	開始する1ヶ月前まで
	事業廃止届出 法14条、施行規則第12条	酪農事業施設の全部又は一部の事業を廃止するとき	廃止する1ヶ月前まで
	事業休止届出 法第14条、施行規則第11条、第12条	1ヶ月以上継続して事業を休止するとき	休止する1ヶ月前まで

6 手続きにあたって

酪農事業施設が位置する地域を管轄する、担当部局に提出してください。

施設が位置する地域	提出先
岡山市・玉野市・備前市 瀬戸内市・赤磐市 和気町・吉備中央町	備前県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1 ☎(086)233-9828：直通
倉敷市・総社市・笠岡市 井原市・高梁市・浅口市 早島町・矢掛町・里庄町	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒710-8530 倉敷市羽島1083 ☎(086)434-7033：直通
新見市	備中県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒718-8550 新見市高尾2400 ☎(0867)72-9166：直通
津山市・美作市・鏡野町 勝央町・奈義町・西粟倉 村・久米南町・美咲町	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第一班 〒708-8506 津山市山下53 ☎(0868)23-1310：直通
真庭市、新庄村	美作県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産第二班 〒717-8501 真庭市勝山591 ☎(0867)44-7564：直通

7 手続き時の注意事項

(1) 留意事項

- ・承認申請書、届出書はともに押印なしでかまいません。ただし、提出の際には社内決裁をされている正式なものを提出してください。
- ・届出の場合は承認とは異なりますので、受理されても承認通知は送付されません。
- ・郵送で書類を提出する場合には、連絡先のわかるもの（名刺等）を同封し、提出書類はコピー等の控えを取った上で送付してください。

(2) 実施の制限

- ・集約酪農地域内の酪農事業施設の設置、変更は県の承認があった後でなければ工事に着工することはできません。
- ・指定地域内の酪農事業施設の設置、変更を行おうとする場合は設置又は変更に着手する日の1ヶ月前までに届出を行う必要があります。1ヶ月前までですが、いつ工事に着手するか分からない内容については、受理できません。